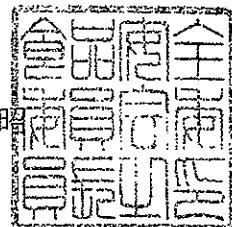


府食第690号
平成18年8月31日

厚生労働大臣
川崎二郎 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅晴



食品健康影響評価の結果の通知について

平成18年6月16日付け厚生労働省発食安第0616001号をもって貴省から当委員会に対して求められたウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細をまとめたものは別紙のとおりです。

記

ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン(ウエストナイルイノベーター)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。